

岐阜県議会の活性化改革に関する  
調査・検討について

中間答申

平成19年12月10日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

## 岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

本年5月8日に議長より議会活性化改革検討委員会に諮問をいただいた、県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、議会活動の透明性向上に係る「応招旅費等費用弁償のあり方」については、結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

### I 本委員会の設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議会自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっており、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は、議長の諮問機関として、本年5月8日に発足した。

### II これまでの審議状況

本年5月8日に議長より諮問を受けて委員会が発足から、これまで7回にわたり委員会を開催し、岐阜県議会の活性化改革について議論を進めてきた。

また、7月3日には、議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」について、委員会として結論をまとめ中間報告を行っている。

### Ⅲ これまでの審議経過

区分	委員会開催日	審議内容
1	H19. 5. 8 (火)	正副委員長互選 運営方針案検討
2	H19. 5. 11 (金)	検討テーマ項目の決定 担当委員、副担当委員指名
3	H19. 6. 12 (火)	検討項目の論点整理
4	H19. 7. 3 (火)	議会活動の透明性向上について検討 ・政務調査費のあり方について 中間答申とりまとめ
5	H19. 10. 11 (木)	議会審議の活性化について検討 議会活動の透明性向上について検討 ・応招旅費等費用弁償のあり方について
6	H19. 11. 30 (金)	議会活動の透明性向上について検討 ・応招旅費等費用弁償のあり方について
7	H19. 12. 10 (月)	議会活動の透明性向上について検討 ・応招旅費等費用弁償のあり方について 中間答申とりまとめ

# 目 次

○応招旅費等費用弁償のあり方について	
(1) 費用弁償の支給基準について	1
(2) 費用弁償の支給額について	1
(資 料)	
・岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例	3
・他県の状況(平成19年7月現在)	3

## 応招旅費等費用弁償のあり方について

費用弁償は、地方自治法第203条第3項の規定に基づき、岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例第4条により、「議長、副議長及び議員がその職務を行う場合、議会又は委員会の招集に応じた場合」に要した費用として議員に支給されるものである。

費用弁償には、職務を行う場合に支給される県の規程に準ずる費用弁償（普通旅費）と、議会又は委員会の招集に応じた場合に支給される議会独自の距離区分に基づく費用弁償（応招旅費）の2種類の費用弁償が存在しており、特に応招旅費の距離区分による定額支給が交通費実費と大きく乖離していることに対し全国的に批判が高まっているため、当委員会においてもあらためて費用弁償の支給基準及び支給額について調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

### （1）費用弁償の支給基準について

- ・費用弁償の支給基準の透明性を向上させるため、応招旅費を廃止し普通旅費に一本化すべきである。

費用弁償のうち、応招旅費は距離区分による定額支給で交通費実費と乖離していること、特に15km未満で一律8千9百円の応招旅費の支給は県民意識とも遊離しているため、応招旅費を廃止して普通旅費に一本化することで費用弁償の支給基準の透明性を向上すべきである。

### （2）費用弁償の支給額について

- ・費用弁償の支給額は、交通費実費額に旅行諸費を加えた額とする。
- ・旅行諸費については、知事とは異なる議員用の旅行諸費額を支給する必要があると考える。
- ・旅行諸費額は5千円とすることが適当である。

費用弁償の支給額は、県の規定に準じて積算された交通費実費額に旅行諸費を加えた額とする。また、旅行諸費については、議員には同じ特別職である知事と比べ秘書がいなかったり公用車がないことを考慮して、知事とは異なる議員用の旅行諸費額を支給する必要があると考える。

旅行諸費額は、応招旅費の15km未満の日額の約1/2（約5千円）が旅行諸費部分と考えられるため、5千円とすることが適当である。

なお、支給基準及び支給額の変更については、岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例を改正することが適当であり、実施については次のとおりとする。

①実施方法

- ・岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和26年岐阜県条例第27号）を改正する。
- ・応招旅費に関する条文は削除し、旅行諸費に関する条文を追加する。

②実施時期

- |            |             |
|------------|-------------|
| ・ 条例改正上程予定 | 平成20年第1回定例会 |
| ・ 公布予定     | 平成20年3月     |
| ・ 施行予定     | 平成20年4月1日   |

## (参 考)

### 【岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例】

第四条 議長、副議長および議員がその職務を行うに要する費用弁償の額は、岐阜県職員等旅費条例（昭和三十二年岐阜県条例第三十条）に定める知事の職にある者の例による。

2 前項の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員が議会又は委員会の招集に応じた場合の費用弁償の額は、別表のとおりとする。

#### 別表（第四条関係）

距 離 区 分	日 額
十五キロメートル未満	八, 九〇〇円
十五キロメートル以上三十キロメートル未満	一〇, 六〇〇円
三十キロメートル以上五十キロメートル未満	一二, 四〇〇円
五十キロメートル以上七十五キロメートル未満	一四, 二〇〇円
七十五キロメートル以上百キロメートル未満	一六, 〇〇〇円
百キロメートル以上百五十キロメートル未満	一七, 八〇〇円
百五十キロメートル以上	一九, 五〇〇円

備考 この表における距離区分は、居住地から議会議事堂の所在地までの距離による。

### 【他県の状況】 平成19年7月現在

#### ○ 岐阜県と同様の支給基準(方式) 36都道府県

##### 【内訳】

・見直し予定あり

→ 15道県

北海道、山形、福島、栃木、愛知、石川、福井、徳島  
高知、愛媛、熊本、福岡、長崎、宮崎、青森

・事務局レベルで検討

→ 2府県

新潟、大阪

・金額引下げ実施済

→ 2県

岩手、群馬

・見直し予定なし

→ 17都県

秋田、宮城、東京、茨城、埼玉、山梨、富山、兵庫  
島根

奈良、和歌山、滋賀、岡山、山口、香川、鹿児島、沖縄

○ 岐阜県と異なる基準(方式) 10府県  
【内訳】

・ 交通費実費額+定額

	→	7府県
長野	片道50k未満:	<u>3,500円</u>
	片道50k以上:	<u>5,000円</u>
三重		<u>3,000円</u>
静岡		<u>1,000円</u>
京都		<u>3,000円</u>
広島	片道60k以下:	<u>11,400円</u>
	片道60k超:	<u>16,300円</u>
大分		<u>5,000円</u>
佐賀		<u>3,000円</u>

・ 交通費実費額

→ 3県  
神奈川、千葉、鳥取